<京銀カードローンⅡ取引規定の新旧対比表>

第9条(約定返済)	
	第9条(約定返済)
1. 約定返済金の支払いのため、毎月の約定返済日までに毎月の約定 返済金相当額を指定預金口座へ預入れるものとします。	1. 同左
2. 当行は、毎月の約定返済日に、約定返済金相当額を指定預金口座から、その通帳(以下「通帳」といいます。) および普通預金払戻請求書なしで払戻しのうえ、本取引の約定返済に充当するものとします。 ただし、指定預金口座の残高が約定返済金相当額に満たない場合	2. 同左
には、当行はその一部の返済に充当する取扱いはせず、全額につ いて返済が遅延することになります。	
3. 毎月の約定返済金相当額の指定預金口座への預入れが毎月の約定 返済日より遅れた場合には、その預入れ日(預入れ日が銀行休業 日の場合は翌営業日)に、当行は前項と同様の取扱いができるも のとします。	3. 同左
4. 約定返済日において前月分以前の約定返済が遅延している場合には、当行は、約定返済日に、延滞分および当月分の約定返済金を、指定預金口座から月単位の約定返済金相当額ごとに通帳および普通預金払戻請求書なしで払戻しのうえ、本取引の約定返済に充当するものとします。	4. 同左
<u><新設></u>	5. 当行が相続の開始を知ったときは、指定預金口座からの返済は停止し、以降の返済については、別の方法により行うものとします。
第10条(任意返済)	第10条(任意返済)
1. 約定返済の他に、貸越口座へ随時に任意の金額を入金することにより返済することができます。ただし、証券類は入金することはできません。	1. 同左
2. 貸越口座への入金は、入金額が当座貸越残高以内の場合は返済に充当し、入金額が当座貸越残高を超える場合はその超える金額を指定預金口座へ入金します。	2. 同左
3. 第1項にかかわらず、約定返済が遅延している場合には、遅延している月単位の約定返済金相当額または遅延している約定返済金全額以上の金額のみ貸越口座へ入金し返済することができます。この場合、当行は、入金額を遅延している約定返済金に優先充当します。	3. 同左
4. 前項の入金額が、遅延している約定返済金全額を超える場合は、第 2項を準用します。	4. 同左
<u><新設></u>	5. 当行が相続の開始を知ったときは、貸越口座への入金による返済は停止し、以降の返済については、別の方法により行うものとします。
第14条 (期限前の全額返済義務)	第14条(期限前の全額返済義務)
1. 本人について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの通知・催告等がなくても、本人は本取引に基づく債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。	1. 同左
(1) 第8条に定める約定返済を3回分遅延し、当行が定める日まで に1回分以上の約定返済金を返済しなかったとき。	(1) 同左
(2) 破産手続の開始・民事再生手続の開始、その他裁判上の倒産処理手続開始の申立があったとき。	(2) 同左
(3) 預金その他本人の当行に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令・通知が発送されたとき。	(3) 同左
(4) 本人が住所変更の届出を怠るなど本人の責めに帰すべき事由 によって、本人の所在が当行に明らかでなくなったとき。	(4) 同左
(5) 保証会社から保証解約の申入れがあったとき。(6) 当行が相続の開始を知ったとき。	(5) 同左
	<u><削除></u>
2. <省略>	2. 同左
3. <省略> 4. <省略>	3. 同左 4. 同左
·	

改訂前	改訂後
第15条(貸越の中止、解約)	第15条(貸越の中止、解約)
1. 本取引の期限到来前においても、次の各号の事由が生じた場合には、 当行は本人への通知を行うことなく、いつでも本取引による貸越を 中止することができるものとします。 (1) 本取引の約定返済を遅延したとき。	1. 同左 (1) 同左
(2) 本人の当行に対する他の債務の一つでも期限に返済を履行しなかったとき。	(2) 同左
(3) 保証会社から保証中止の申入れがあったとき。	(3) 同左
(4) 金融情勢の変化、当行の債権保全を必要とする相当の事由が生 じたとき。	(4) 同左
<u><新設></u>	<u>(5)</u> 当行が相続の開始を知ったとき。
2. <省略>	2. 同左
3. <省略>	3. 同左
4. <省略>	4. 同左
5. <省略>	5. 同左
6. <省略>	6. 同左
第24条(報告および調査)	第24条(報告および調査)
1. 本人は、当行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の 状況ならびに本人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必 要な便宜を提供するものとします。	1. 同左
2. 本人は、担保の状況ならびに本人の信用状態について重大な変化を 生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当行に対して報告 するものとします。	2. 同左
<u><新設></u>	3. 本人の相続人は、相続の開始があったときは直ちに当行に対して報告するものとします。
<u><新設></u>	4. 前項の報告前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
<以下、省略>	<以下、省略>

